

(計100点)

類似業務：	各種評価調査
対象国／類似地域：	ザンビア／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

(3) 資格等：なし

6. 業務の背景

ザンビアの経済・産業構造は1964年の独立以来、銅資源に大きく依存しており、産業多角化が長年の課題である。2006年以降、銅の国際価格が市場最高値圏で推移する中、ザンビアは平均5～7%のGDP成長率で堅調な成長をしていたものの、2008年後半の世界金融危機や2013年以降の国際資源価格の急落により、2015年のGDP成長率は3.2%に減速し、自国通貨ザンビア・クワチャの下落や物価上昇は継続しており、近年ではGDP比90%を超える公的債務が大きな問題となっている。

ザンビアは銅資源への依存度が高く、国際市況に左右されやすい産業構造から、外国投資の増加を通じて産業の多角化を目指し、投資家に対するインセンティブの付与や複合的経済特区の計画・整備等、投資家に魅力的な環境整備に努めてきた。2006年に発表された長期開発計画「Vision 2030」では、2030年までに中進国になる方針を定め、産業振興に注力している。

ザンビアの産業振興及び産業構造の多角化を実現していくためには、民間セクターの国際競争力の強化に取り組むと同時に、それらを促進する公的機関の機能向上にも併せて取り組む必要があるとの観点から、ザンビア政府は、品質・生産性向上の取り組みを拡大していくことを最重要課題の一つとして位置付けている。

このような背景の下、ザンビア政府はザンビアカイゼン機構（Kaizen Institute of Zambia:KIZ）を設立し、我が国に対して、カイゼンを普及するためのKIZの組織及び人材の能力強化を要請し、JICAは開発計画調査型技術協力「品質・生産性向上（カイゼン）展開プロジェクト」を2014年2月から2016年12月まで実施し、同事業の中で、カイゼンコンサルタントの育成、専門家によるOJTを通じた民間及び公的セクターへのカイゼン指導、全国カイゼン大会の実施、カイゼン普及に関する包括的マスタープランの策定等を支援し、KIZがカイゼンを普及させていく基盤が形成された。

右協力の成果を踏まえ、ザンビア政府は、カイゼン普及活動の拡大への協力を我が国に対して要請し、本事業が採択された。

本事業では、これまでに総括及び業務調整の専門家が派遣され、カイゼンの普及・実施を目的としてKIZ及びカイゼンコンサルタントネットワーク（Kaizen Consultant Network: KCN）のコンサルタントの育成や現地企業へのサービス提供を実施してきた。これらの活動により、カイゼンコンサルタントのカイゼン普及に必要な知識の大幅な向上は見られるが、ザンビア政府の予算削減により、コンサルタ

ントの実務研修の機会が限られている。本事業のPDMに記載の上位目標達成のためにも、効果的な実務研修の提供によりコンサルタントが適切な現場経験を積み、また実施機関の自己財源の確保の促進等、案件の持続化に向けた取り組みを強化する必要がある。

今回実施する終了時評価調査は、協力期間終了を控え、これまでのプロジェクト活動の実績、成果を5項目評価に沿って確認するとともに、今後のプロジェクト成果の持続性担保に関する先方政府、C/P機関、プロジェクトに対する提言、今後の類似事業の実施に当たっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ・情報を収集・整理した上で分析を行う。また、これら調査、情報収集、分析結果に基づき、合同評価報告書（案）を作成する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては、監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[評価分析]

(1) 国内準備期間（2019年11月初旬～11月下旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会（JCC）議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理・分析する。
- ② 既存のPDM（Project Design Matrix）に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目、データ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P、その他相手国側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ④ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣（2019年11月下旬～12月中旬）

- ① JICA ザンビア事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ C/Pと評価グリッドに基づき協議を行うとともに、プロジェクト関係者から質問票に対する回答を回収する。また、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に係る情報、データの収集・整理を行う。
- ④ 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績への貢献及び阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備作業並びに上記（2）③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びC/P等と共に評価5項目の観点から評価を行い、合同評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥ 合同評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑦ 協議記事録（M/M）案（英文）の作成に協力する。

- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ザンビア事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間 (2019 年 12 月中旬～12 月下旬)
 - ① 評価結果要約表 (案) (和文・英文) の作成に協力する。
 - ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る報告を行う。
 - ③ 本調査で確認された課題等に関し、実施機関やプロジェクトチームを含む本事業の関係機関に対し、研修実施方法や事業実施体制等、事業枠組みに係る提言を行う。
 - ④ 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書 (案) (和文) の作成に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 合同評価報告書 (案) (英文1部)
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。
- (2) 評価結果要約表 (案) (和文・英文各1部)
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。
- (3) 終了時評価調査報告書 (案) (和文1部)
電子データで提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積を計上して下さい)。航空賃については、日本 (東京) - ザンビア (ルサカ) 間のみを計上して下さい。ルサカ市内含むザンビア国内の移動はザンビア事務所にて手配します。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2019年11月下旬頃～12月中旬頃を予定しています。

本業務従事者は、当機構の調査団員より約1週間先行して現地調査を開始する予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構ザンビア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります。）

ア) 通訳備上

英語⇄仏語の通訳を備上

イ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ、専門家及びC/Pの同行

ウ) 執務スペースの提供

プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

① 本案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。

https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_1500241_1_s.pdf

② 本業務に関する以下の資料を、当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第2チーム（Tel03-5226-8063）で配布します。

- 実施協議合意書 (R/D)
- 協議議事録
- PDM (最新版)
- プロジェクト事業進捗報告書

③ 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト等で公開されています。

- ザンビア共和国 品質・生産性向上(カイゼン)展開プロジェクト
ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029754.html>

④ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAザンビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上